



立教大学原子力研究所 原子炉施設保安規定の変更の概要

学校法人 立教学院
立教大学 原子力研究所

変更の理由

- (1) 原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律（平成29年法律第15号。以下「改正法」という。）の一部の施行に伴う試験研究用等原子炉施設等に係る原子力規制委員会関係規則の整備等に関する規則（令和2年原子力規制委員会規則第12号）の制定、施行により、原子炉施設保安規定の条文の変更及び新規条文を追加するため
- (2) 保安活動他の見直しによる変更のため

変更の内容

- (1) 改正法第3条の施行及び関連規則の一部制定に伴い、保安活動に反映が必要となる事項の変更、追加
- (2) 保安活動他の見直しによる変更、追加

立教大学研究用原子炉の現況

1. 設置者等

設置者：学校法人 立教学院

代表者（経営責任者）：立教学院 理事長

事業所：立教大学 原子力研究所

設置許可：昭和34年

解体届：平成14年

2. 廃止措置段階

- ・平成15年に燃料搬出
- ・第2段階が終了し、静置の状態
- ・原子炉棟内で放射性固体廃棄物を保管中

主たる変更点

1. 品質マネジメント

品管規則に従い、理事長をトップマネジメントとする品質マネジメント計画及びその品質マネジメント計画を実行するための組織体制を規定する。

2. 施設管理

保全運用ガイドを踏まえ、性能維持施設の管理体制及び性能維持施設を対象とした定期事業者検査を規定する

3. 放射性固体廃棄物の管理

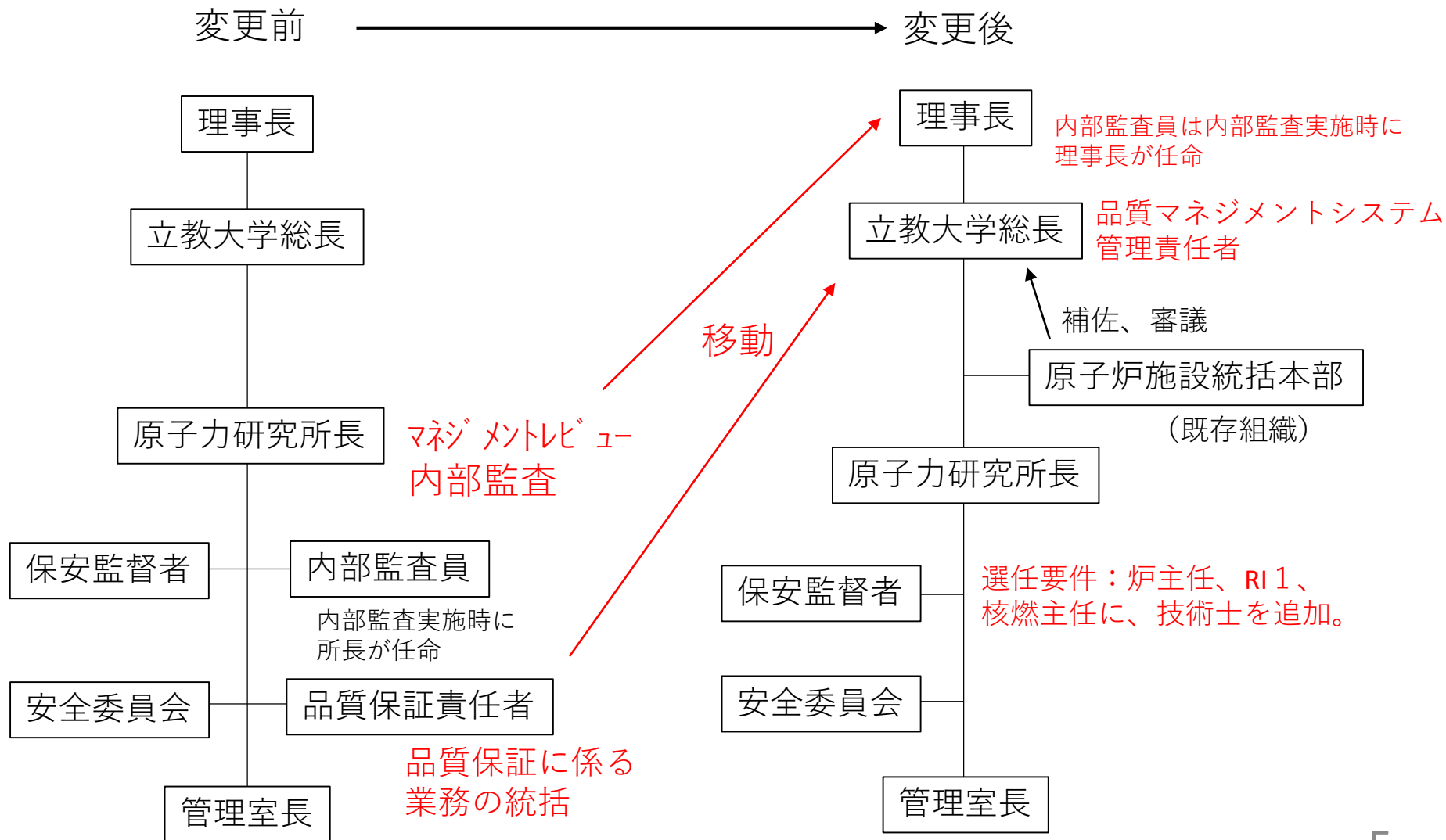
管理体制を明確化するとともに、放射能濃度の確認に係る手順を追加する。

4. 事故時の対応の追加

5. 情報の公開及び共有の追加

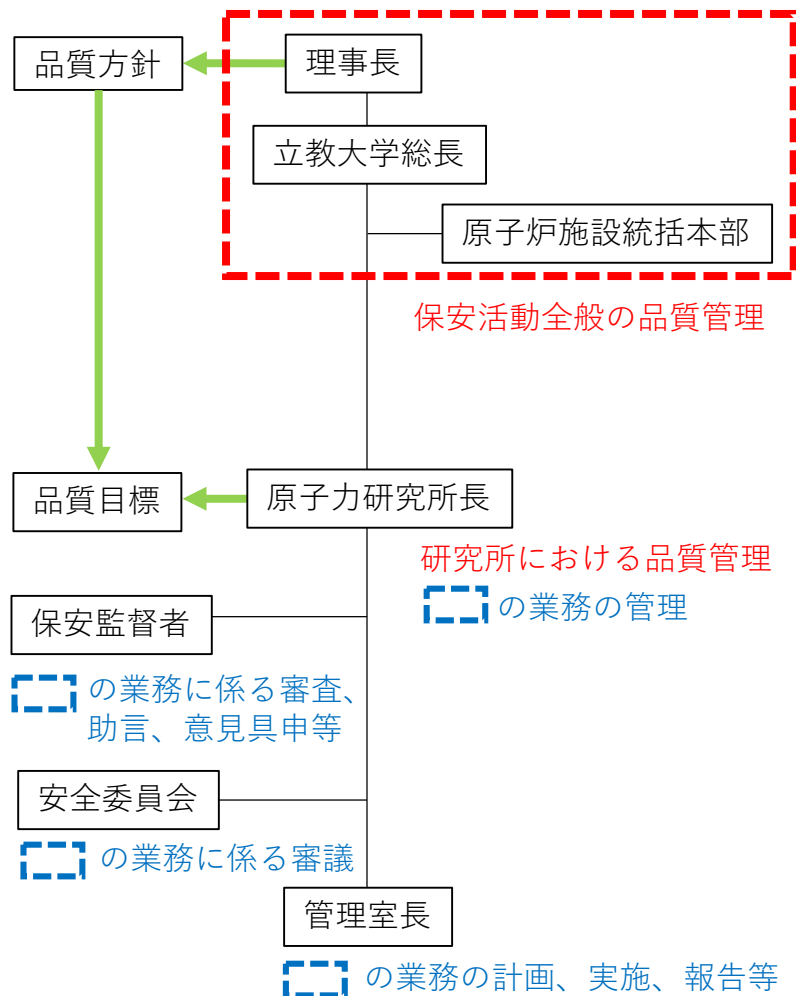
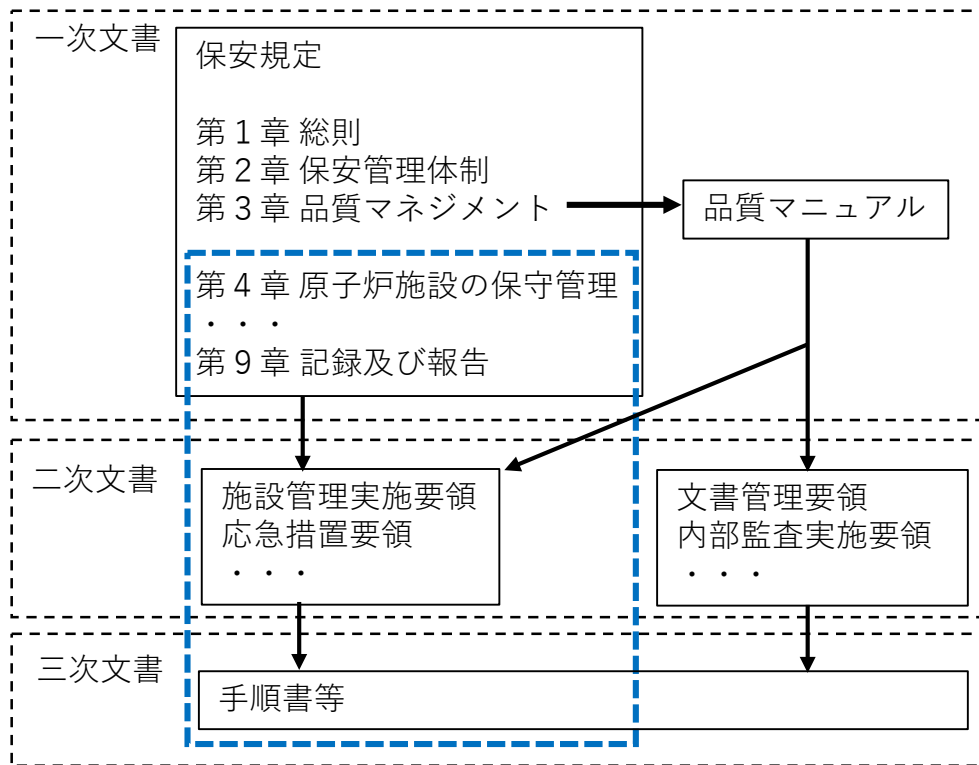
1. 品質マネジメント（1）組織

組織変更の概念図は次のとおり



1. 品質マネジメント（2）体制

品質マネジメントの概念図は次のとおり



2. 施設管理（1）性能維持施設

性能維持施設は次のとおり

第1表 性能維持施設（第16条の2関係）

施設区分	設備等の区分	対象機器	維持すべき性能
原子炉本体	放射線遮蔽体	付属プール	放射線遮蔽 放射性物質の保管
放射性廃棄物の 廃棄施設	気体廃棄物の 廃棄施設	送風機	汚染拡大の防止 換気能力 排気経路の確保
		ダクト	
		フィルタ	
		排風機	
		排気筒	
放射線管理施設	屋内管理用設備	線量当量率測定用サーベイ メータ（ガンマ線用）	原子炉室内外の放射線の 監視，測定，記録
		表面汚染密度測定用サーベ イメータ（ベータ線用）	
		ハンド・フット・クロズ モニタ	
	屋外管理用設備	じんあいモニタ	
原子炉格納施設	格納施設	原子炉室	閉じ込め機能 換気中の負圧の維持 放射性物質の保管 放射性物質の保管
		(一次冷却系ピット)	

2. 施設管理（2）体制

（第16条の2、第16条の3、第16条の4）

概要は次のとおり

（方針と目標）

- ・ 施設管理方針の制定及び評価は理事長が行う。
- ・ 施設管理目標の設定及び評価は所長が行う。

（実施）

- ・ 施設管理実施計画は、保安監督者の同意を得た上で、所長が定める。
- ・ 施設管理の実施は、管理室長が行う。
- ・ 施設管理実施計画の評価は所長が行う。

（二次文書）

- ・ 所長は施設管理の実施について施設管理実施要領を定める。

2. 施設管理（3）定期事業者検査 （第22条）

概要は次のとおり

（体制）

- ・ 定期事業者検査は、性能維持施設について、所長が実施する。
- ・ 定期事業者検査実施要領書は、室長が作成し、保安監督者の同意及び所長の承認を得る。
- ・ 検査の方法を変更する場合は、安全委員会に諮問する。

（独立性）

- ・ 検査対象の施設の保修又は点検に関与していない要員に、検査を実施させる。

※ 性能維持施設の保修において機器交換を行った場合は、定期事業者検査に準じた使用前自主検査を行う。（第25条の2）

3. 放射性固体廃棄物の管理

概要は次のとおり

(1) 体制の明確化

- ・ 第29条の3（放射性固体廃棄物の保管状況の検査と巡視）を新設し、検査と巡視を規定
- ・ 第27条（固体廃棄物の区分、保管場所及び保管容量）に1項目を新設し、放射性固体廃棄物管理に関する二次文書制定を規定

(2) 放射能濃度の確認の追加

- ・ 第27条（固体廃棄物の区分、保管場所及び保管容量）に2項目を新設し、放射能濃度の確認を受ける場合の手続きを規定

4. 事故時の対応の追加

概要は次のとおり

- ・ 第75条の2（工事中の事故の場合の処置）を新設
工事中に事故が発生した場合の、連絡、報告及び通報並びに講じる措置を規定
- ・ 第75条の3（事故等の場合における施設の機能の保全）を新設
設計想定事象又は多量に放射性物質を放出する事故における施設の機能の保全に関する措置の実施体制を規定

5. 情報の公開及び共有の追加

概要は次のとおり

- ・ 第79条（事故等の報告）に第7項を新設
試験炉規則第16条の14の定める事故故障等が発生した場合は、立教大学ウェブサイトで公開
- ・ 第80条（保安に関する技術情報の提供）を新設
保守点検を行った事業者から得られた保安に関する技術情報を、所長の承認を得て、他の試験研究用等原子炉設置者に提供
- ・ 第81条（不適合発生時の情報の公開）を新設
不適合発生時には、影響の大きさ、他の原子力施設との共通性を考慮し、立教大学ウェブサイトで公開